

近畿税理士会天王寺支部懇談会

日時：令和6年6月14日(金) 15:00～16:00
場所：天王寺納税協会 3階会議室

1

支部長あいさつ

税務署長あいさつ

2

支部提案議題

- 1 支部定期総会の開催について
- 2 夏期研修会の開催について
- 3 税理士業務のICT化について
- 4 その他

3

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

1 業務センターの設置及び対象署(別添1)

国税庁では、税務署における内部事務の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務(調査・徴収事務)の充実・高度化を目指し、令和3年7月から一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署(業務センター)で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。

なお、大阪局においては、業務センター室のほか、北分室、神戸分室、阪神分室、大阪福島分室、西淀川分室、南分室、長田分室の合計8つのセンターがあるほか、令和6年7月から大手前分室を新たに開設することとしています。

4

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

2 センター化に伴うお願い事項について

- e-Taxにより提出する場合は、所轄税務署へ送信ください。
- 書面により提出する場合は、業務センターへ郵送願います。
- 業務センターへ、申告書等を直接持ち込むことはできません。
- 業務センターから、納税者や税理士の皆さんに、電話や文書により問い合わせさせていただく場合があります。
- 電話による、税務相談や申告書等の用紙の送付は行っておりません。

詳しくは、ホームページをご覧ください。⇒⇒⇒⇒



5

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

3 「事業者のデジタル化」について(別添2)

事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化を推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされており、国税当局もその一員として取り組んでいく必要があります。

経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の業務の正確性や生産性が向上します。これらが社会全体のDX推進につながり社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。

事業者にとって身近な存在である税理士の皆様におかれましても、「クライアントのデジタル化」促進にご協力いただきますようお願いいたします。

6

天王寺税務署からの連絡事項(総務課)

4 令和6年度 税の作文募集について

中学生の「税についての作文」及び「税に関する高校生の作文」について、本年度も募集を継続することとしています。

つきましては、近畿税理士会天王寺支部長賞の表彰について、ご協力よろしくお願いいたします。

また、作文表彰式を、前年同様、天王寺区役所講堂にて開催いたします。(開催予定日:令和6年12月12日(木))

7

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

1 令和6年分所得税及び復興特別所得税の予定納税

- (1) 予定納税額の通知書の送付・・・令和6年6月14日(金)
- (2) 予定納税の納付期限・口座振替日

区 分	納付期限(口座振替日も同じ)
第1期分	令和6年9月30日(月)
第2期分	令和6年12月2日(月)

- (3) 予定納税額の減額申請手続

第1期分の減額申請をする場合は、令和6年7月31日(水)までに「予定納税額の減額申請書」を提出願います。

8

天王寺税務署からの連絡事項(管理運営部門)

2 キャッシュレス納付の利用拡大について

国税の納付方法においては、令和7年度までにキャッシュレス納付割合を4割とすることを目指しております。利便性の高い以下のキャッシュレス納付についての積極的な利用勧奨をお願いいたします。

- ダイレクト納付
 - ☞ 源泉所得税の毎月納付がある方におすすめ
- 振替納税
 - ☞ 所得税の確定申告等を毎年される方におすすめ
- インターネットバンキング等による納付
 - ☞ e-Taxで申告されている方におすすめ
- クレジットカード納付
 - ☞ 事前登録不要、クレジットカードを利用されている方におすすめ
- スマホアプリ納付
 - ☞ 事前登録不要、Pay払いを利用されている方におすすめ

9

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

1 期限内納付のお願い(別添3)

個人・法人に関わらず、特に消費税の期限内納付のための納税資金の確保につきまして、引き続きのご指導をお願いいたします。

「計画的な納税資金の積立てを」の資料にもありますように、ダイレクト納付など便利な納税方法もありますので、未利用の方につきましては、ご検討・ご指導をよろしくをお願いいたします。

インボイス制度が開始され、消費税の申告が必要になった方もおられるかと思いますので、引き続きのご指導をよろしくをお願いいたします。

天王寺税務署からの連絡事項(徴収部門)

2 国税の納付が困難な場合の猶予制度(別添4)

国税の納付が納期限までに困難な方、既に猶予制度を利用した上で、分割納付期限までに納税が困難な方は、早めに徴収部門で納付相談を行うようご指導をお願いいたします。

具体的には、換価の猶予申請書を提出していただくこととなりますが、延滞税も軽減されますので、ご活用願います。

阿倍野税務署管内の納税者の方の納付相談も、天王寺税務署で行っておりますので、併せてご指導をお願いいたします。

11

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

《個人課税関係》

・ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等について

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表等の未提出の方に対して、大阪国税局業務センターから文書及び電話での督促を4月24日(水)以降、順次実施しております。

なお、対象者が税理士関与の場合は、原則として関与されている先生方へ連絡させていただきますので、連絡がありましたら、関与先へのご指導をお願いいたします。

12

天王寺税務署からの連絡事項(個人課税部門)

《資産課税関係》

1 令和6年分の路線価図等の公開日等

令和6年分の路線価図等は、令和6年7月1日(月)午前11時に国税庁ホームページにて公開予定です。

なお、税務署では冊子による閲覧は実施しておりません。国税庁ホームページにアクセスし、閲覧してください。

2 相続税申告書第11表様式の改定(別添5)

別添5 資料参照

13

天王寺税務署からの連絡事項(法人課税部門)

令和6年分所得税の定額減税について

令和6年3月から5月にかけて、定額減税の概要や源泉徴収事務に関する給与支払者向けの説明会を開催してきましたが、6月を迎え、実際に定額減税事務を実施していただくことが必要となってまいりました。

給与支払者や従業員への制度周知に利用できるよう、6月からの月次減税に関する情報を中心に掲載した給与所得者向けリーフレット(別添6及び別添7)を作成しましたので、関与先の方から相談を受けられた際にご活用ください。

また、国税庁HP「定額減税に関する特設サイト」では、制度解説動画、パンフレット、Q&Aのほか、一般相談向けコールセンターの電話番号も掲載していますので、こちらもご活用ください。

14

大阪国税局からのお知らせ

税務署の内部事務のセンター化

税務署における内部事務（※）の効率化・高度化を図るとともに、納税者利便の向上や外部事務（調査・徴収事務）の充実・高度化を目指し、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「大阪国税局業務センター室」（センター）を下記の表のとおり設置しています。

※ 内部事務とは、例えば、申告書の入力処理、申告内容についての照会文書の発送などの事務をいいます。

《センターの名称等》

センター名称	郵送先	郵便番号	対象署
大阪国税局業務センター	大阪市淀川区木川東2丁目3番1号 東淀川税務署内	532-8548	大阪福島税務署・西淀川税務署 東淀川税務署・大淀税務署
大阪国税局業務センター 北分室	大阪市北区南扇町7番13号 北税務署内	530-8515	浪速税務署・東成税務署・北税務署
大阪国税局業務センター 大手前分室 【NEW】	令和6年7月10日（水）開設予定 ※ 郵送先住所等の詳細については、令和6年7月1日（月）以降、 国税庁ホームページにてご確認ください。		西税務署・港税務署・住吉税務署 東住吉税務署・西成税務署・東税務署 南税務署・岸和田税務署・泉大津税務署 泉佐野税務署・富田林税務署
大阪国税局業務センター 神戸分室	神戸市中央区港島中町2丁目1番10号 神戸税関ポートアイランド出張所内	650-8540	灘税務署・兵庫税務署・長田税務署 須磨税務署・神戸税務署
大阪国税局業務センター 阪神分室	尼崎市若王寺3丁目11番46号 ※ エリア別に郵便番号を分けており ますので、所轄税務署に対応する郵 便番号をご記載ください。	661-8521 【京都エリア】	福知山税務署・舞鶴税務署 宇治税務署・宮津税務署 園部税務署・峰山税務署
		661-8522 【兵庫①エリア】	尼崎税務署・洲本税務署・芦屋税務署 伊丹税務署
		661-8523 【兵庫②エリア】	相生税務署・豊岡税務署 加古川税務署・龍野税務署 西脇税務署・三木税務署・社税務署 和田山税務署・柏原税務署
		661-8524 【奈良エリア】	奈良税務署・葛城税務署 桜井税務署・吉野税務署
		661-8525 【和歌山エリア】	和歌山税務署・海南税務署 御坊税務署・田辺税務署・新宮税務署 粉河税務署・湯浅税務署

【ご留意いただきたい事項】

① センターへの申告書・申請書等の提出

- 上記の表にある税務署に、申告書・申請書等を提出する場合は、以下のとおり御対応をお願いします。
 - e-Tax（データ）により提出する場合は、従来どおり、所轄税務署へ送信願います。
 - 書面により提出する場合は、**センターへ直接郵送**願います。
 - ※1 郵送による提出先となるセンターの所在地は、上記の表のとおりです。
 - ※2 書面の申告書・申請書等の書類を、センターへ直接持ち込むことはできません。
 - ※3 所轄税務署の窓口及び時間外収受箱へ提出も可能ですが、センターへの郵送に御協力願います。

② センターから納税者・税理士の皆様への問合せ

- センターでは、納税者や税理士の皆様に対し、内部事務を処理するため、電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
 - ※ **センターから送付する文書によって、行政指導の責任者が国税局長となる場合があります。**

③ 従来どおり所轄税務署で行うもの

- 納税証明書の交付
 - ⇒ 納税証明書を郵送で請求される場合は、封筒に「納税証明書交付請求書在中」と明記の上、所轄税務署へ送付してください（納税証明書の取得は、便利なオンラインでの請求をぜひ御利用ください。）。
- 現金による国税の納付
 - ⇒ 自宅やオフィスから納付可能なキャッシュレス納付も御利用いただけます。ぜひ御利用ください。
- 面接による相談等の窓口対応
 - ⇒ 面接による相談を希望される場合は、所轄税務署に相談日時を予約の上、来署願います（電話による税務相談は、まずは国税局電話相談センター（所轄税務署へ電話し、音声案内に従い「1」を選択）までお問い合わせください）。

※ **上記の取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。**



事業者のデジタル化促進 取組概要

- ◆ 事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています（※）。
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタルで完結することを可能とすることにより、事業者は単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といった大きなメリットを享受できることが期待されます。
- ◆ このため、税務手続のデジタル化と併せて、事業者の業務のデジタル化を促す施策にも取り組んでいきます。
- ◆ 経済取引と業務がデジタル化され、税務処理も含めて一貫して効率的にデジタル処理できる環境を整備することにより、事業者の正確性向上等を実現するとともに、結果として他の事業者のデジタル化も促され税務手続も業務も更なるデジタル化が進むという、「デジタル化の推進が更なるデジタル化につながる好循環」を生み出すことで、社会全体のDX推進につながり、社会全体にデジタル化のメリットが波及することが期待されます。
- ◆ 国税庁としては、事業者のビジネスプロセス全体をデジタル化するという視点に立ち、取組の先には社会全体のDX推進にも貢献するという社会的な意義が存することも念頭に置きながら、事業者の業務のデジタル化推進に取り組んでまいります。

デジタル関係施策の周知・広報

- ▶ 国税に関するデジタル関係施策について網羅的に周知・広報

他省庁との連携・協力

- ▶ デジタルインボイスの普及、事業者のデジタル化を支援する施策の広報

関係団体等との連携・協力

- ▶ デジタル化共同宣言やキャッシュレス納付推進宣言など事業者のデジタル化機運の醸成

※ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）（抄）第3-2 各分野における基本的な施策 4. 産業のデジタル化 (3) 中小企業のデジタル化の支援 「IT導入補助金を通じて、電子インボイスへの対応を含む取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進し、クラウドサービス利用やハードの調達を支援するとともに、複数社で連携した取組や、人手不足への対応も含む労働生産性の向上を目的とする業務効率化やDXに向けて行うITツールの導入を支援する。」 26

事業者の業務のデジタル化（概念図）

IV 事業者のデジタル化促進

税務手続のデジタル化と併せて、経済取引や業務もデジタル化することにより、事業者が日頃行う事務処理の一貫したデジタル処理が可能となり、単純誤りの防止による正確性の向上や事務の効率化による生産性の向上等といったメリットを享受できるものと考えられます。



（その他事業者のデジタル化促進のための施策）

- ・マイページで自己情報の確認、タックスアンサー・チャットボット、年末調整の電子化、マイナンバーカード取得促進

消費税の期限内納付のために、

インボイス発行事業者になった方必見!

計画的な納税資金の積立てを!



消費税の確定申告が必要な事業者とは?

基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者です。なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超えるなど一定の場合は、課税事業者となります。

●個人事業主の場合の基準期間と課税期間



ただし、インボイス発行事業者の登録を受けた方は、基準期間の課税売上高が1,000万円以下でも消費税の申告が必要です!

計画的な納税資金の積立てには『予納ダイレクト』が便利です!

予納ダイレクトとは

「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)を利用した予納(予納ダイレクト)」とは、将来に納付することが見込まれる国税を、e-Taxに登録した預貯金口座からの引き落としにより、指定した期日にあらかじめ納付できる手続です。

メリットは?

- ✓ 申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減
 - ✓ 延滞税等、納付が遅れた場合のリスクを回避
- 定期的均等額を納付する方法や、収入に応じて任意のタイミングで納付する方法など、ご都合・ご事情に応じた計画的な納付が可能です。

計画的な納付で、安心! 確実!



定期的
均等額を予納すると...



最後の納付が少なくて済んだわ!

差額もダイレクト納付!

詳しくは、国税庁ホームページへ

「計画的な納税(資金の積立て)を検討されている方(予納ダイレクト)」へ



納税額・積立額の目安はこちら

●簡易課税制度適用の場合の積立目安額(例)

区分	卸売業(第1種事業)		小売業、農林漁業(飲食料品の譲渡に係る事業)(第2種事業)		農林漁業(左記に該当するものを除く)など(第3種事業)		飲食店業など(第4種事業)		金融・保険業、運輸通信業など(第5種事業)		不動産業(第6種事業)	
	みなし仕入率	90%	80%	70%	60%	50%	40%					
売上に対する納税額の目安率	1.0%	2.0%	3.0%	4.0%	5.0%	6.0%						
年間課税売上高 万円	1,000	2,000	3,000									
各月売上高 万円	84	167	250									
年間税額 万円	10	20	30	40	50	60	80	100	150	120	180	
積立目安月額 万円	0.9	1.7	2.5	3.4	4.2	5.0	6.7	8.4	12.5	10.0	15.0	

※上記積立目安月額の計算は簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。(令和5年4月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。)

例えば、納付すべき年間消費税が20万円の場合、月々の積立額は、約1.7万円になります。

インボイス発行事業者の方!

『2割特例』ご存じですか?

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になられた方については、納税額を売上税額の2割とすることができる経過措置が設けられています。

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)へ

「2割特例(インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置)の概要」へ



●計算イメージ



●2割特例適用の場合の積立目安額(例)

年間課税売上高	売上税額	年間税額	積立目安月額
500万円	50万円	10万円	0.9万円
700	70	14	1.2
1,000	100	20	1.7

インボイス制度に関するお問合せ先



インボイスコールセンター
Tel 0120-205-553
受付時間 9:00~17:00 (土日祝除く)



インボイス制度に関する
各省庁等の相談窓口一覧



便利な納付方法はこちら!

納税はキャッシュレス納付

✓ PCやスマホで簡単手続き!



✓ 自宅やオフィスから納付可能!



✓ 現金の準備が不要!



選べるキャッシュレス納付手段

- ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)
- 振替納税(口座振替)
- インターネットバンキングによる納付
- クレジットカード納付
- スマホアプリ納付

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)へ



納税が困難な方には「猶予制度」があります

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

税務署 電話受付時間 8:30~17:00 (土日祝除く)

詳しくは、[国税庁ホームページ](#)へ



国税を一時に納付できない方のために 猶予制度があります

申請による換価の猶予

次の①から⑤の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること
- ⑤ 原則として、担保の提供があること

※上記の「申請による換価の猶予」のほか、「税務署長の職権による換価の猶予」があります。

納税の猶予

次の①から④の要件の全てに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、納税の猶予が認められる場合があります。

- ① 次のAからFのいずれかに該当する事実があること
 - A 納税者とその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと
 - B 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
 - C 納税者とその事業を廃止し、又は休止したこと
 - D 納税者とその事業につき著しい損失を受けたこと
 - E 納税者に上記AからDに類する事実があったこと
 - F 本来の期限から1年以上経過した後に、修正申告などにより納付すべき税額が確定したこと
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者とその納付すべき国税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 申請書が提出されていること（上記「①F」の場合は納期限までの提出）
- ④ 原則として、担保の提供があること

※国税の納期限前に災害により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、被災者のための納税の猶予があります。

猶予が認められると…

- ・ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ・ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

国税の猶予の
詳細はこちら



申請のための書類

猶予の申請をする場合は、次の書類を提出する必要があります。

- ① 「換価の猶予申請書」又は「納税の猶予申請書」
- ② 資産及び負債の状況、収入及び支出の状況を明らかにする書類
- ③ 担保提供に関する書類
- ④ 災害などの事実を証する書類(納税の猶予の場合)

担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。

なお、次に該当する場合は、担保提供をする必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合

猶予期間

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができる期間に限られます。

なお、猶予を受けた国税は、原則として、猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

※猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、猶予期間の延長が認められる場合があります(当初の猶予期間と合わせて最長2年)。

猶予の取消し

次のような場合に該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ・ 分割納付計画のとおり納付がない場合
- ・ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となった場合など

- 申請書の書き方などについては、「猶予の申請の手引」をご覧ください。
「猶予の申請の手引」は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)及び税務署の窓口でご覧いただけます。
- 申請書は、**スマホやタブレットからe-Taxソフト**で、作成・提出することができます。
- 国税を納期限までに納付できない場合には、お早目に所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。
国税の納期限までに納付していない場合、納付までの日数に応じて延滞税がかかります。
また、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

e-Taxソフト
(SP版)



令和6年1月以降相続開始分

相続税申告書第11表の様式改訂

【相続税がかかる財産の明細書】



概要

相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）については、不動産や預貯金、有価証券などの全ての財産で同じ様式を使用しておりましたが、令和6年1月以降相続開始分の相続税申告書から、**各財産の種類別に所在場所や数量等の記載方法を明確化**し、申告書作成に当たっての利便性の向上を図ることを目的として、**相続税申告書第11表（相続税がかかる財産の明細書）の様式を分割**するなどの改訂を行うこととしました。

～4種類の様式に分割し、合計表を追加～

第11表

第11表（合計表）

第11表の付表1（土地・家屋等用）

第11表の付表2（有価証券用）

第11表の付表3（現金・預貯金等用）

第11表の付表4（その他の財産用）

相続税申告は「e-Tax」をご利用ください！

- 国税庁ホームページ内に、相続税e-Taxに関する情報を集約した「相続税e-Tax特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、e-Taxに関するFAQや、イメージデータで提出可能な添付書類など、相続税e-Taxを利用する際に参考となる情報を掲載しています。

相続税e-Tax
特設サイト



令和6年分所得税の定額減税について (給与所得者の方へ)

令和6年度税制改正により、令和6年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。給与所得者の方に対する定額減税は、原則として、以下のとおり令和6年6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

このリーフレットでは、主に令和6年6月1日以後の給与等支払時に行われる定額減税についてご説明します。

○定額減税を受けられることができる方

定額減税を受けられることができる方は、次のいずれにも該当する方です。

- 令和6年分の所得税の納税者である方（居住者に限ります。）
- 令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方 (注)

(注) 合計所得金額が1,805万円を超えると見込まれる方についても、6月1日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除されます。この場合、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

○定額減税額

定額減税額は、次のイとロの合計額です。

△その合計額があなたの所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- イ **本人**（居住者に限ります。） 30,000円
- ロ **同一生計配偶者又は扶養親族**（いずれも居住者に限ります。） 1人につき30,000円

○実施方法

給与所得者の方に対する定額減税は、**扶養控除等申告書を提出している勤務先において令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与を含みます。）に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。**

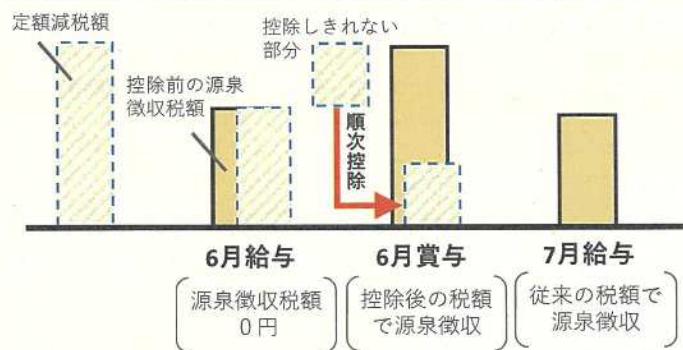
△6月の給与等に対する源泉徴収税額から控除しきれなかった定額減税額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から順次控除されます。

なお、定額減税額は、勤務先に提出している扶養控除等申告書等に基づき計算されますので、申告書の記載漏れがないようにご注意ください。

※申告フローについては裏面をご覧ください。

△令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

【定額減税額が6月給与に対する源泉徴収税額を超える場合のイメージ】



- *留意事項***
- 1 いずれの勤務先にも扶養控除等申告書を提出していない場合、勤務先において定額減税を受けることはできません。この場合、確定申告の際に定額減税を受けることができます。
 - 2 給与に加え、厚生労働大臣等から公的年金等を受給している方は、公的年金等からの源泉徴収においても定額減税を受けることとなりますので、給与等と重複して定額減税を受けることとなります。この場合、還付申告となる場合又は年金所得者に係る申告不要制度の適用がある場合で確定申告をしないときを除き、確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額とを精算することとなります。
 - 3 令和6年分の所得税額から定額減税額（定額減税可能額）を控除しきれないと見込まれる場合は、控除しきれないおおよその額が市区町村から給付されます。各種給付及び定額減税の全体像等に関しては、内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」（外部サイト）をご確認ください。

用語の説明、個人住民税や給付金などに関する情報は、右の表の各リンク先からご確認ください。



所得税に関する情報・用語の説明	個人住民税に関する情報	給付金等に関する情報
国税庁ホームページ	総務省ホームページ（外部サイト）	内閣官房ホームページ（外部サイト）
定額減税特設サイト 	タックスアンサー（よくある税の質問） 	個人住民税における定額減税について
		新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

別添7

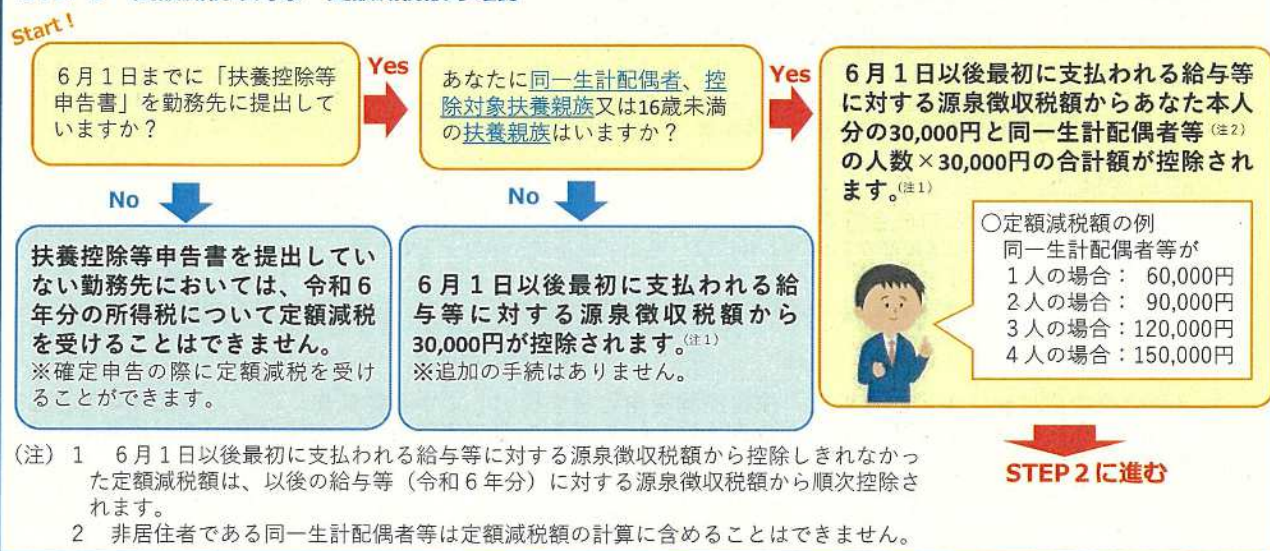
令和6年分所得税の定額減税のための申告フロー
(給与所得者の方用)

会社などにお勤めの方の定額減税は、「令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」(以下「扶養控除等申告書」といいます。)を提出している勤務先において、令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。

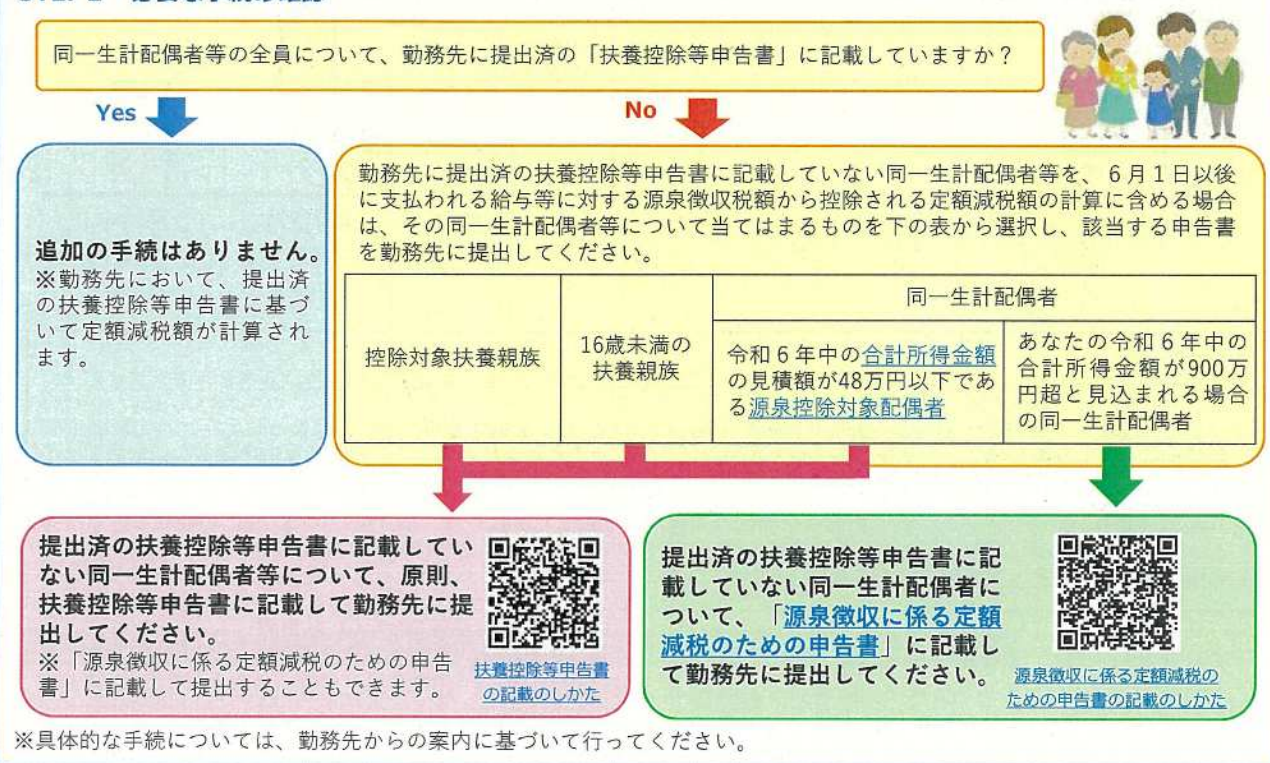
以下のフローチャートでは、ご自身の定額減税額や令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等に対する源泉徴収から定額減税を受けるために必要な手順をご案内しています。

※ 扶養控除等申告書等に記載していない同一生計配偶者や扶養親族については、あなたの定額減税額の計算に含めることはできませんので、記載漏れがないようご注意ください。

STEP 1 定額減税の対象・定額減税額の確認



STEP 2 必要な手続の確認



留意事項


令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等の支払日以降に、同一生計配偶者等の人数に異動があった場合は、年末調整又は確定申告において最終的な年間の所得税額と定額減税額との精算が行われます。

定額減税や給付金をかたった不審な電話、 ショートメッセージやメールにご注意ください

定額減税については、国税庁（国税局、税務署を含みます）や都道府県・市区町村から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報（銀行の口座番号や暗証番号など）をメールや電話でお聞きすることや、ATMを操作していただくような連絡をすることはありません。

- ・ 国税庁・税務署等をかたった定額減税に関する不審な電話やメールにより、銀行の口座情報を聞き出そうとする事例や、還付手続のためとウソを言ってATMを操作させるなどして振込みを行わせる事案の発生が確認されています。
- ・ 今回の給付金や定額減税について、内閣官房や内閣府、総務省、国税庁、国税局及び税務署、都道府県及び市区町村では、**電話、ショートメッセージやメールなどで銀行の口座情報を聞き出そうとしたり、ATMの操作をお願いすることは一切行っていません。**
- ・ 銀行の口座情報などの入力が求められた際などは、情報を詐取されるなどのおそれがございますので、その発信元が信頼できるものであるか、十分にご注意ください。
- ・ **お心当たりのない電話があった場合、絶対に銀行口座情報等を伝えたりしないでください。**
- ・ **お心当たりのないショートメッセージやメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします**（e-Tax（国税電子申告・納税システム）から送信するメールには、原則としてURLを記載しておりません）。

- ・ 不審な電話やSMS、被害の相談については、**警察相談専用電話（「#9110」番）にお電話いただくか、お近くの警察本部又は警察署にお問い合わせください。**
- ・ 各種給付や定額減税に関するご質問については、それぞれお住まいの市区町村や所管する税務署にお問い合わせください。

各種給付に関するHP・お問い合わせはこちら 



定額減税に関するHP・お問い合わせはこちら 

